

岡崎市火葬場整備運営事業

公募関係資料(案)等に関する質問・意見書

平成25年3月8日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	支払方法説明書 (案)	2	第2	1		支払の構成	所有権移転までに要する経費はサービス購入料AまたはBに、所有権移転後及び解体に要する経費はサービス購入料CまたはDに、それら以外の所有権移転後の経費はサービス購入料Eに、それぞれ含めるものとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に、支払方法説明書にて示します。
2	支払方法説明書 (案)	2	第2	1		支払の構成	サービス購入料Bについて、保険料等起債対象とならない諸経費を含むとありますが、本施設の所有権移転までにかかるSPC運営に必要な諸経費や利益等を含むという理解でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に、支払方法説明書にて示します。
3	支払方法説明書 (案)	2	第2	1		支払の構成	サービス購入料B・Dについて「保険料等起債対象とならない諸経費を含む」とありますが、施設の建設・解体に係る直接工事費以外の、提案に係る全ての経費を含むという理解でよろしいでしょうか。そうでない場合、保険料以外の具体的な経費を提示願います。	募集要項公表時に、支払方法説明書にて示します。なお、応募に係る費用は全て応募者の負担とします。
4	支払方法説明書 (案)	2	第2	1		支払構成	サービス購入料Cについて、本施設の所有権移転後における解体業務に要する費用とありますが、その他にも対象となる業務が想定されていればご教示ください。	募集要項公表時に、支払方法説明書にて示します。
5	支払方法説明書 (案)	2	第2	1		支払の構成	・サービス購入料Eについて、「物品販売業務を除く」とありますが、物品販売業務は独立採算と考えてよろしいでしょうか。 ・独立採算である以上、販売する物品の種類・価格、販売方法等に関して公序良俗に反しない物であれば、市からの制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、公の施設である火葬場であることを十分考慮のうえ、要求水準を満たした事業者の提案に委ねます。
6	支払方法説明書 (案)	2	第2	1		光熱水費相当額	維持管理業務及び運営業務に要する通信費は、サービス購入料Eの区分でお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	支払方法説明書 (案)	2	第2	1		消費税相当額	光熱水費相当額に係る消費税および地方消費税は、光熱水費相当額の区分に含んでお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	支払方法説明書 (案)	2	第2	1		支払の構成	消費税相当額の名称に「光熱水費相当額」の項目がありませんが、光熱水費相当額に係る消費税相当額の支払いはあるものと理解して宜しいですか	公募関係資料(案)等に関する質問・意見書回答No7をご参照ください。
9	支払方法説明書 (案)	3	第2	2		事業者の直接収入	SPCのリスクを回避するため、(1)(2)のいずれの収入も、SPCではなく、物品販売業務等を実施する企業の収入とすることは可能でしょうか。	事業者提案に従い、それぞれ委任し又は請け負わせるものも可能と考えます。

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問・意見	回答
10	支払方法説明書 (案)	3	第2	2			事業者の直接収入	事業者（SPC）は物品販売業務を独立採算で直接実施する場合には、それに伴う運営リスクを負担することになります。売店についても事業者（SPC）で直接運営する場合には商品の仕入れ、要員の安定確保等で支障がでることもあります。PFI事業ではパススルーの原則でこれらを業務委託することが一般的かと思慮致しますが、そのような対応でよろしいかどうかご教示下さい。	公募関係資料（案）等に関する質問・意見書回答No9をご参照ください。
11	支払方法説明書 (案)	4	第3	1	(2)	ア	算定方法	サービス購入料Aにおける「地方債の対象となる業務の費用」とはどの業務のことを言うのでしょうか	サービス購入料Aについては、金額の固定又は施設整備費の割合の指定等、費用算定方法を検討しています。詳細は、募集要項公表時に、支払方法説明書にて示します。
12	支払方法説明書 (案)	4	第3	1	(2)	ウ	算定方法	サービス購入料Cにおける「地方債の対象となる業務の費用」とはどの業務のことを言うのでしょうか	サービス購入料Cについては、金額の固定又は施設整備費の割合の指定等、費用算定方法を検討しています。詳細は、募集要項公表時に、支払方法説明書にて示します。
13	支払方法説明書 (案)	5	第3	2	(1)		対象となる業務	・「物品販売業務はその業務により得られる収入を自らの収入とすることとしているため、サービス購入料の対象としない」とありますが、売店を設置せず、受付等で葬祭関連品を販売する場合は、物品販売業務に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。 ・また、コインロッカー、公衆電話の維持管理費用についてはサービス購入料の範囲内との理解でよろしいでしょうか。	・前段については、受付にて葬祭関連品を販売する場合も物品販売業務に該当します。 ・後段については、ご理解のとおりです。
14	支払方法説明書 (案)	6	第3	4			消費税相当額	「各サービス購入料の支払いの都度、当該サービス購入料に係る消費税相当額を支払う」とありますが、光熱水費相当額に係る消費税相当額の支払いもあるものと理解して宜しいですか	公募関係資料(案)等に関する質問・意見書回答No7をご参照ください。
15	支払方法説明書 (案)	7	第4	2			サービス購入料B	サービス購入料Bについて、「所有権移転後、維持管理・運営期間にわたり支払う」とありますが、施設整備業務に係る建設工事の工期が短縮された場合、 ・所有権移転を早められるとの理解でよろしいでしょうか。 ・その場合、サービス購入料B・D・Eの支払い回数に変更はありますか。 ・また、運営・維持管理期間に変更はありますか。	所有権移転の時期については予定どおりとします。また、サービス購入料B・D・Eの支払回数及び維持管理・運営期間についての変更はありません。
16	支払方法説明書 (案)	7	第4	3			サービス購入料C	平成29年3月末より前に既存施設の解体業務及び跡地整備業務が完了可能な場合、貴市の確認を受けた上で当該業務完了後速やかに、サービス購入料Cをお支払いいただくことは可能でしょうか。また、この場合、サービス購入料Dの支払い開始時期を早めていただくことは可能でしょうか。不可の場合、業務完了から貴市からの支払いまでの間、事業者側に建替金利が発生し、貴市にとって不要な支出が必要になると思慮します。	サービス購入料Cは、支払方法説明書（案）のとおり事業契約の規定に従い平成28年度の事業完了後に一括で支払います。サービス購入料Dは、支払方法説明書（案）のとおり事業契約の規定に従い、平成28年度の事業完了後、維持管理・運営期間にわたり支払います。

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
17	支払方法説明書 (案)	7	第4	6		光熱水費相当額	市が負担する光熱水費について、事業者が3ヵ月以上立て替えることとなっている理由をご教示ください。また、事業期間における光熱水費の急騰も懸念され、事業者の健全性を守るため相当額の予備費を計上する必要がありますがきかねません。そうなることとなりますので、市が負担する光熱水費については、市が直接お支払い頂きたいと存じます。	ご意見として承ります。 本内容については再検討のうえ、募集要項公表時に、支払方法説明書にて示します。
18	支払方法説明書 (案)	7	第4	6		光熱水費相当額	「維持管理運営業務に要した電気、水道、燃料及びガスの使用料の実費を支払う」とありますが、消費税相当額の支払いも含まれるという理解で正しいですか	公募関係資料(案)等に関する質問・意見書回答No7をご参照ください。
19	支払方法説明書 (案)	8	第4	7	(1)	サービス購入料A及びC	サービス購入料Aについては事業者は、平成28年5月末までに市の確認を受け、翌6月、請求書を提出、翌7月に市が事業者に支払うとの認識でよろしいでしょうか。	支払方法説明書(案)に記載のとおりです。
20	支払方法説明書 (案)	8	第4	7	(1)	サービス購入料A及びC	サービス購入料Cについては事業者は、平成29年3月末までに市の確認を受け、翌4月、請求書を提出、翌5月に市が事業者に支払うとの認識でよろしいでしょうか。	支払方法説明書(案)に記載のとおりです。
21	支払方法説明書 (案)	9	第5			サービス購入料の改定	建設労務費や物価の上昇による施設整備費の上昇が危惧されますが、そのようなリスクは、民間事業者が負えるものではありません。つきましては、サービス購入料A～Dに関しても、建設労務費や物価の変動を反映させる仕組みの導入をお願いします。	ご意見として承ります。 本内容については再検討のうえ、募集要項公表時に、支払方法説明書にて示します。
22	支払方法説明書 (案)	9	第5	1	(2)	改定方法	「提案書の提出時に使用する基準金利」は入札説明書等で公表頂けますでしょうか。	公表予定です。
23	支払方法説明書 (案)	9	第5	1	(2)	改定方法	サービス購入料B及びサービス購入料Dの金利確定日は、 ・サービス購入料B：平成27年9月の第1銀行営業日 ・サービス購入料D：平成28年9月の第1銀行営業日 を想定されていますが、SPCが金融機関から借入を行う時期はサービス購入料Bが引渡日(平成28年5月)、サービス購入料Dが解体完了時(平成29年3月)以降となることが一般的であります。 本事業の場合、サービス購入料Bで約8ヶ月程度、サービス購入料Dで約6ヶ月の金利フォワードリスクが生じ、左記金利リスクを回避する手段として金利スワップ手数料を金融機関に支払う必要があることから、入札価格の上昇に繋がることが想定されます。 この点を考慮して、基準金利の確定日を引渡日及び解体完了時にできる限り近い日に変更して頂けますでしょうか。	ご意見として承ります。 本内容については再検討のうえ、募集要項公表時に、支払方法説明書にて示します。
24	支払方法説明書 (案)	9	第5	1	(2)	改定方法	金利確定日は、貴市の確認日の2営業日前にして頂けますでしょうか。SPCの金融機関からの借り入れは、貴市からの支払いが保証された後となるため、金利確定日に差が生じ、フォワードスワップにかかるコストが発生し、貴市にとって不要な支出が必要になると思慮します。	公募関係資料(案)等に関する質問・意見書回答No23をご参照ください。

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
25	支払方法説明書 (案)	9	第5	1	(2)	金利確定日	サービス購入料B及びDの基準金利の金利確定日が、それぞれ「火葬場施設の引渡し」及び「既存火葬棟の解体、敷地整備完了」よりも随分前になっております。実施方針別紙5「リスク分担表」で「設計・建設期間中の金利変動」のリスクは市となっておりますので、サービス購入料B及びDの基準金利の確定日は、それぞれ、「火葬場施設の引渡し日」及び「既存火葬棟の解体、敷地整備完了日」になるのではないのでしょうか。	公募関係資料（案）等に関する質問・意見書回答No23をご参照ください。
26	支払方法説明書 (案)	9	第5	1	(2)	改定方法	基準金利の記載箇所に「スワップレート」の『仲値』とありますが、『仲値』とはどのような意味かご指示頂けないでしょうか	「仲値」については、支払方法説明書から削除いたします。
27	支払方法説明書 (案)	8	第4	7	(2)、 (3)	支払手続き	サービス購入料Eは入金までに、報告書提出・モニタリング・支払額の通知という手続きが必要なため、同じ支払対象期間でもサービス購入料日及びDと比べると入金時期が遅くなるのでしょうか。	支払方法説明書（案）に記載のとおりです。
28	支払方法説明書 (案)	8	第4	7	(3)	サービス購入料E及び 光熱水費相当額	項目「サービス購入料E及び光熱水費相当額」にモニタリング及び減額の説明の記載がありますが、光熱水費相当額については、減額の対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	電気、水道、燃料（灯油・ガス）の使用量について、事業者による維持管理業務及び運営業務の責により使用量が不当に増加した場合、維持管理業務及び運営業務に係るサービス購入料の減額対象となることがあります。
29	支払方法説明書 (案)	9	第5	1	(4)	価格指数	維持管理業務及び運営業務のサービス対価改定に用いる価格指数として、「企業向けサービス価格指数建物サービス」が指定されています。しかし、斎場の運営業務は原価の多くが人件費であり、運営業務に係るサービス対価まで「建物サービス」を価格指数として使用することは不相当と思料致します。運営業務に係るサービス対価は、維持管理業務に係るサービス対価と分け、「厚生労働省の毎月勤労者統計調査」の「実質賃金指数」等、実態を反映した指数を使用することをご検討ください。	ご意見として承ります。 本内容については再検討のうえ、募集要項公表時に、支払方法説明書にて示します。
30	支払方法説明書 (案)	9	第5	2	(4)	価格指数	価格指数についてですが、いつの時点の指数を使用するのでしょうか。毎年9月末の時点での指数を使用するということでしょうか	価格指数は、年度平均値を使用します。
31	支払方法説明書 (案)	10	第5	3		業務内容又は業務範囲 の見直しによる改定	業務内容又は業務範囲の見直しが生じた場合、「随時その旨の通知を行い」とありますが、市と事業者の間で協議があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	支払方法説明書 (案)	10	第5	3		サービス購入料見直し	ここでの変更対象は火葬件数の増・減についても対象となっているのでしょうか、また、提案金額にも影響しますので、火葬件数(年間等)は一定条件としてご提示して頂けないでしょうか。	前段については、市と協議のうえ4件/時の火葬受付を変更する可能性があり、その際の費用については市と協議のうえ決定することを考えています。 後段については、岡崎市火葬場建設基本計画のP35をご参照ください。
33	支払方法説明書 (案)	10	第5	3		サービス購入料見直し	制度の変更等により予定していた業務以外を事業者が行う場合は、事業者から市に対してサービス対価の変更を求めることはできるのでしょうか。	サービス対価の変更を求めることは可能です。変更の判断は市の判断となります。

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
34	モニタリング・減額方法説明書(案)	1	第1	1		基本的な考え方	「業務に係る対価の減額を行うとともに、改善勧告を行い」とありますが、まず改善勧告を受けその後、減額を行うとの理解でよろしいでしょうか。	改善勧告を受けると同時に、減額ポイントが加算されます。
35	モニタリング・減額方法説明書(案)	3	第2	1	(1)	モニタリング対象とモニタリング方法	施設整備計画書(設計計画書含む)の提出時期が「契約後1ヶ月以内」とありますが、ここで言う「契約」とは事業契約のことでしょうか	ご理解のとおりです。
36	モニタリング・減額方法説明書(案)	3	第2	1	(3)	モニタリング体制	「～SPCが各事業年度開始時及び業務計画変更時に提出する業務変更計画書～」とありますが、「～SPCが各事業年度開始時に提出する年間業務計画書及び業務計画変更時に提出する業務変更計画書～」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、モニタリング・減額方法説明書を修正します。
37	モニタリング・減額方法説明書(案)	8	第2	5	(1)	モニタリング対象とモニタリング方法	SPCが事業期間終了後の長期維持管理計画書を提出することとされていますが、これはあくまでも参考資料としての提出であるとの認識でよろしいでしょうか。	終了前の点検等各種の調査・確認を行った上で、妥当性のある実現可能な計画書を提出してください。
38	モニタリング・減額方法説明書(案)	10	第4	1		支払の減額の基本的な考え方	減額ポイントの計上に際しては、事前に官民協議の場を設け、双方が合意・納得の上で最終的に確定するという手順を踏むよう希望します。	日常モニタリング及び定期モニタリングの結果をもとに、基本的に市が判断します。
39	モニタリング・減額方法説明書(案)	13	別紙2			減額対象となる事象例	減額ポイントの対象となる事象については、より細かく具体的に項目を定めるべきものと考えます。維持管理運営開始前に官民が協議し、これを定めることで、施設運営上、何を大切にするのか、関係者間での共有を図ることができるものと思料しますので、是非とも検討願います。	ご意見として承ります。本内容については再検討のうえ、募集要項公表時に、モニタリング・減額方法説明書にて示します。
40	モニタリング・減額方法説明書(案)	13	別紙2			減額対象となる事象例	予約受付に当たっての不公平、不透明な対応(特に、利用者の受付の順番に関する取扱)は、減額対象になるという理解で宜しいでしょうか?	ご理解のとおりです。
41	実施方針	25	別紙5			リスク分担表(消費税率の変更)	税制度リスクについて、事業者の利益に課される税制度の新設・変更に関するもの以外は市の負担とすることが記載されていますが、消費税の増税については税法に則り、当該契約に係る増税分は、経過措置等を勘案して基本的には貴市の負担として頂けることを確認させてください。	消費税及び地方消費税に関する税制度の新設・変更の場合は、市の負担とします。
42	実施方針等に関する質問・意見に対する回答	9	No. 107			友引休場について	『市が別に定める日とは、友引と理解してよろしいでしょうか。』との質疑に対し、『ご理解のとおりです。』とのご回答がございましたが、事業期間を通じて友引は休場日でしょうか。事業期間中に指定日の変更があり、友引が開場となることはない前提と考えて宜しいでしょうか。	原則として、事業期間を通じて友引は休場日として考えています。